

快適な生活環境を目指して



江津湖

緑と水

潤いに満ちた自然環境の保全と創造

森の都とうたわれる本市は、豊かな緑、清らかな地下水に恵まれ、これが本市の特色であり誇りとなっている。

しかし、都市型の土地利用が進むにつれて私たちの身のまわりから緑や湧水が少なくなってきた。

この環境の変化に即応して、昭和47年12月に「森の都宣言」、昭和51年3月に「地下水保全都市

宣言」が市議会で決議され、昭和54年10月には「健康都市宣言」を行った。

これらの宣言にかかげられた都市づくりを目指して、快適な生活環境の確保に欠かすことのできない公害の防止、「緑と水」をはじめとする自然環境の保全、更に、河川浄化のためにホテルの住む街づくりにつとめている。

■緑化推進

昭和47年10月の「森の都宣言」を受けて、同年12月から市民の快適な生活環境づくりを目指した「森の都作戦」を展開し、積極的な緑化の推進を



図っている。

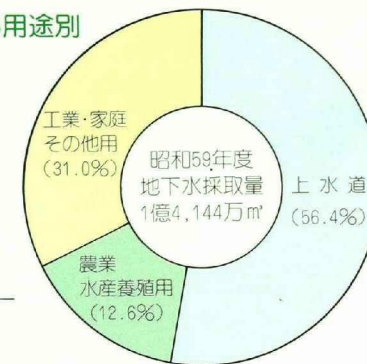
森の都作戦の一つの柱である「緑の保全」事業では、老樹・名木を所有者や管理者の承諾を得て保存樹木に指定し、その維持・管理に努めている。また、市街地に残された貴重な緑である立田山を守ろうと、現在、県・市一体となってその公有化を進めており、その一部「生活環境保全林立田山憩の森」は市民の健康増進や憩の場として利用されている。

今一つの柱である「緑の創造」事業では街路・

公園・学校・団地等の市施設や山林の緑化を積極的に推し進めており、さらに目抜き通りや街路にはフラワーボットを配置し、花いっぱいの街づくりを目指している。また、昭和59年からは「ふれあいの森林づくり」をスタートさせ小萩園一帯の施設整備を進めている。

一方、森の都の実現には、市民一人ひとりの緑化意識の向上と家庭の緑化が必要であり、生垣設置奨励補助制度や新築・誕生記念樹の配布、ツタ苗・花苗の配布、地域環境緑化用樹木配布などの

●熊本市域における用途別地下水利用状況



制度を設け、その推進を図っている。さらに昭和60年には県・市一体となり「財団法人くまもと緑の基金」を設置し、緑化に関する普及啓蒙をはかっており、また昭和61年には「第4回全国都市緑化くまもとフェア」を開催するなど緑化の気運はより一層の高まりをみせている。

■地下水保全

水は、生命の源であるばかりでなく、都市活動を支える貴重な資源でもある。本市は、古くから清らかな地下水に恵まれ、今日、上水道をはじめ農工業などの多種用途に地下水が利用されている。また、この地下水の利用は、生活水準の向上や産業経済の発展などに伴い今後も増加するものと予想される。

しかし、この地下水も無尽蔵ではないことから昭和51年3月の市議会で熊本の地下水を後世まで守り伝える主旨の「地下水保全都市宣言」が決議されている。これと歩調を合わせ、昭和52年9月に地下水採取の届出制を基調とした「地下水保全条例」を制定している。

この限りある地下水資源を長期的、効率的に活用していくためには、地下水をとりまく自然社会環境の変化を常に監視し、地下水の挙動を科学的に調査する必要がある。

このため本市では、地下水位、河川水位、湧水量などの継続的な観測および地下水利用量の把握に努め、さらに昭和59年度、60年度の2ヶ年では、県と合同による熊本地域地下水調査を実施している。今後は、これらの調査結果をふまえ、水資源の適正利用について市民の十分な理解と協力を得ながら、地下水保全対策を推進する。



ふれあいの森林植樹祭

公園

ゆとりとやすらぎのオープンスペース

わが国では、戦後都市への人口と産業の急激な集中によって市街地の過密化や郊外の無秩序な開発がすすめられ、緑とオープンスペースは著しく減少し、都市の自然環境や景観は悪化してきており本市もこの例外ではない。

本市は、「森の都」とうたわれるほどに豊かな「緑」に恵まれ、清れつな湧水を誇りにしてきた。これらの保全と育成とは、次代に対する私たちの「つとめ」であり、本市の将来像のひとつである「緑と水にかがやく明るい健康都市」建設のための主軸ともなっている。

公園事業については、大正13年に水前寺運動公園を建設したことに始まり、この後、用地買収、土地区画整備事業などにより土地を確保し、逐次整備をすすめてきており、昭和60年度末での本市の都市公園の整備状況は373カ所、310.93haで、これは市民一人当たり、5.61㎡の水準となっている。このほか、まちの広場制度を設け、広場の確保を行っている。

公園整備計画については、市総合計画及び昭和61年度を初年度とする、第4次都市公園等整備5か年計画を受けて、

1. 公園整備の地域的アンバランスを是正し、地

域に密着した児童公園、近隣公園などの基幹公園の整備を積極的にすすめる。

2. 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷運動公園の整備を促進する。

3. レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめる。

これを基本とし、昭和65年度末に市民1人当たりの都市公園の面積を7.4㎡とすることを目標としている。

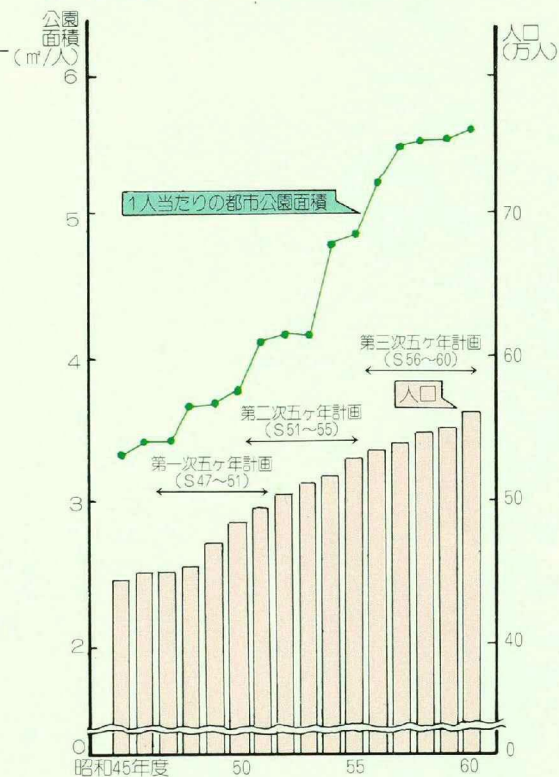
また、緑とオープンスペースの保全と整備を図るための施策を総合的に展開するため、本市では、国の施策に基づいて「緑のマスタープラン」を策定中である。国の方針によれば「西暦2000年（昭和75年）を目標に確保すべき緑地の中核をなす都市公園等については原則として市民1人当たりおおむね20㎡を確保することを標準として設定することとされている。

「緑のマスタープラン」の策定後は、この青写真に基づいて環境保全のための緑地、レクリエーションのための緑地、防災のための緑地というそれぞれの機能を備えた都市公園等の整備を行い緑あふれる街づくりをすすめてゆくことになる。



グリーンビック会場日本庭園

●一人当たり都市公園面積の推移



●都市公園現況表

公園種別	公園数	公園面積(㎡)	住民1人当り面積(㎡)
児童公園	319	408,198	0.74
近隣公園	8	124,600	0.22
地区公園	2	93,399	0.17
総合公園	1	526,895	0.95
運動公園	3	798,533	1.44
特殊公園	17	507,483	0.92
広域公園	1	390,549	0.70
都市緑地	21	257,499	0.46
緑道	1	2,200	0.01
都市公園計	373	3,109,356	5.61
まちの広場	95	63,010	0.11

住宅

住宅の量の確保と質の向上

■公営住宅

本市では、住宅に困窮している低所得者に対し、低廉な家賃で入居できる市営住宅を建設し、又今後の社会の変化に即応しつつ、市民がそのライフサイクルに応じ、安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図ることを目標として、住宅の建設及び維持管理にあたっている。

1. 市営住宅の建設

(1) 新設事業

国の施策を踏まえ、住宅の質の向上と安定供給を目指し住宅建設を進めているが、人口の増加、世帯の細分化などに伴い市営住宅への入居希望者は増加の傾向にある。

昭和61年度建設事業計画としては、建替を含め第1種住宅145戸、第2種住宅220戸の計365戸を建設する予定である。

(2) 建替事業

現在、市営住宅立地条件の良好な地域では、新規用地の取得が次第に困難な状況になっている。このため、既存の老朽化した木造などの市営住宅を順次、中層耐火構造の住宅に建替えを行い戸数の増加と居住水準の向上を図っている。

2. 市営住宅の維持管理

現在管理している市営住宅の総戸数は70団地、8,469戸（昭和61年7月末）である。近年建設された市営住宅は、中層耐火構造となっているが、既設の市営住宅の中には老朽化している住宅もあり、これらの住宅を維持するために必要な工事については、年次計画を策定し修繕工事を行っている。一方管理面においては、市営住宅の使用状況等を把握し、入居者が健康で文化的な生活を営むために必要な施策を進めている。



市営住宅

■建築指導

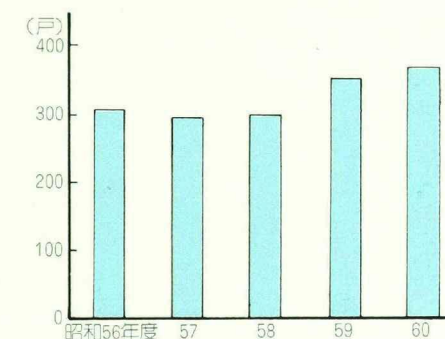
本市における全建築物着工件数は昭和51年度に8,633件の最高数値を示したが、それ以降年々減少傾向にあって、昭和60年度は4,879件で前年度比では4.2%減であった。これを用途別にみると、全建築物の78.9%が住宅関係建築となっており、住宅の利用別着工状況では建築物の74.0%が持家で、残りは貸家、建売、給与住宅の順となっている。また、工事種別では全建築物の73.4%が新築となっている。

指導行政では、特殊建築物に対する防災対策が叫ばれており、消防と合同又は単独でこれらに対する特別査察を年数回定期的に行い安全指導をしている。

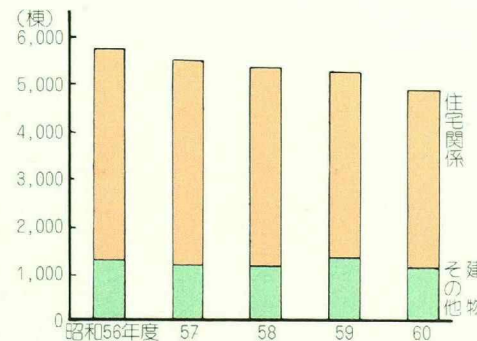
その他、一般建築の違反防止のため年間を通して定期パトロール、建築相談室の設置、民間の協力による建築行政協力員制度の活用、「市政だより」などによる市民に対する幅広い違反防止の啓蒙活動を行っている。

21世紀に向けての必要課題である「活力にみちた、住みよい街づくり」を積極的に推進させるために、その一環として個々の建物が都市景観を考慮されて建てられるように優秀建築物表彰制度、設計時点での建築協定の呼びかけなどを強力に行っているところである。

●市営住宅建設状況



●住宅、その他着工状況



上水道

かけがえのない水の安定供給

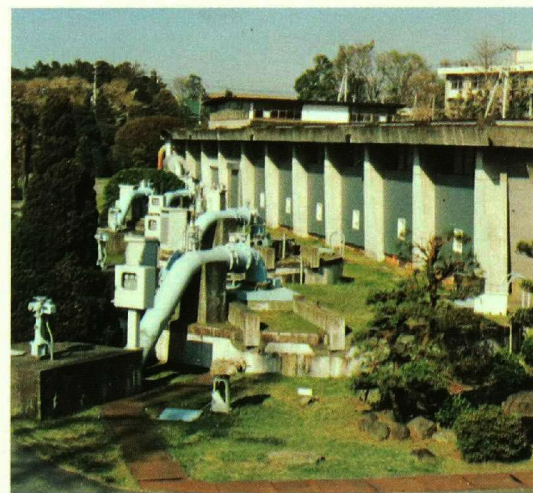
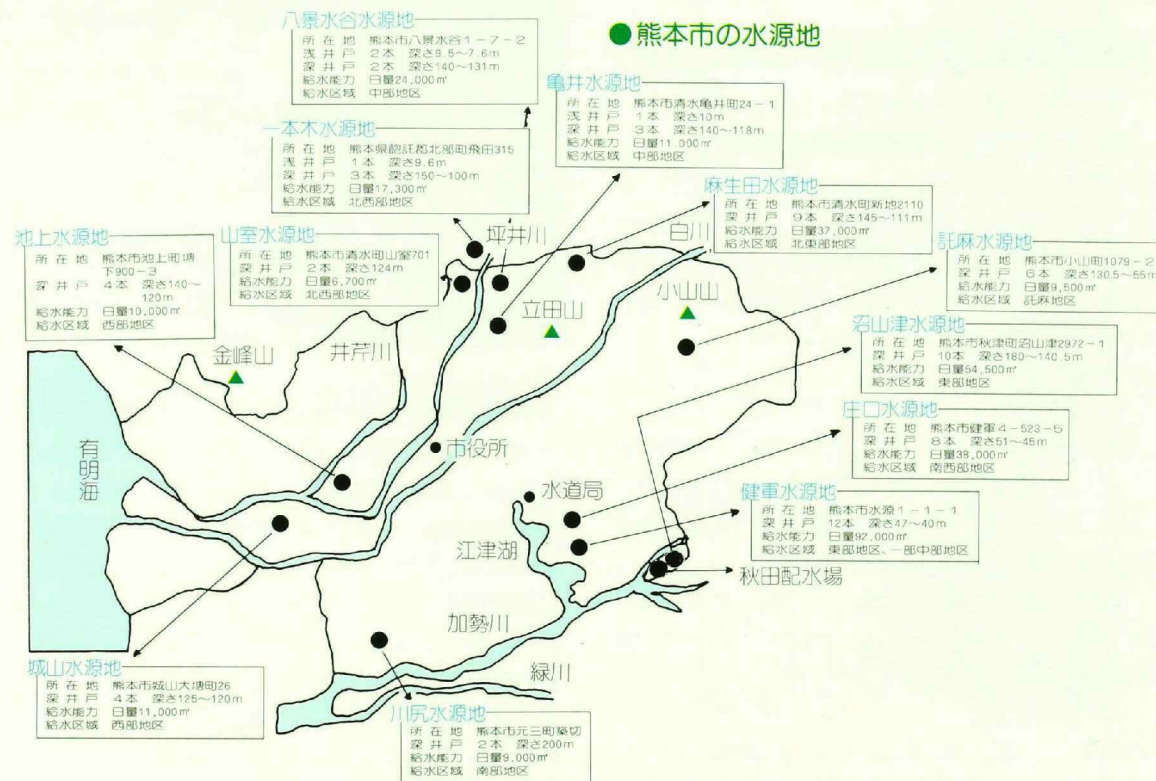
日本三名水の一つといわれ、清らかで豊かな地下水に恵まれた本市の上水道は、大正13年に八景水谷を水源地として通水開始以来、人口56万を有する現在においても原水はすべて地下水で賄われている。

水源地も当初建設された八景水谷水源地をかわきりに順次増設され、現在12カ所、69本の井戸に及び、日量320,000㎡の配水能力を備えている。

水の需要は人口増加、市街化の進展、生活様式の変化に伴い増大することが予測され、上水道は常に先行的対応が求められている。本市上水道も拡張事業を推進してきたところであるが、昭和65年を目標にした第4次拡張事業は、社会経済情勢の変化等により給水量の伸びが鈍化傾向にあるところから需要に即応した事業の進捗を図ることとした。

このような状況のもと、水の安定供給をめざして、当面は、東部地区に取水井を新設し、東部から西部地区に至る東西幹線配水管の整備をはじめ、南部地区の未給水地域の解消、さらに市街化の著しい北東部地区の給水の円滑化を図るため、高遊原台地に配水池を新設し、南北幹線配水管を布設する計画である一方、水と水道施設の効率的運用を図るため、コンピューターを駆使した情報処理、遠隔監視制御システムを備えた管理センター機能を現在の東部区域から全市域へと拡大を進めており、これが完成すると、全市域ネットワークによる取水量並びに水压変化の自動的コントロールが可能となり、さらに有効適切な配水はもとより、管理の省力化に寄与することとなる。

なお最近、地下水の減少が叫ばれ、水に対する市民の関心が急速に高まり、節水意識の高揚と節水型社会への移行が大きな課題となり、それに対応した施策を積極的に講じていく必要がある。

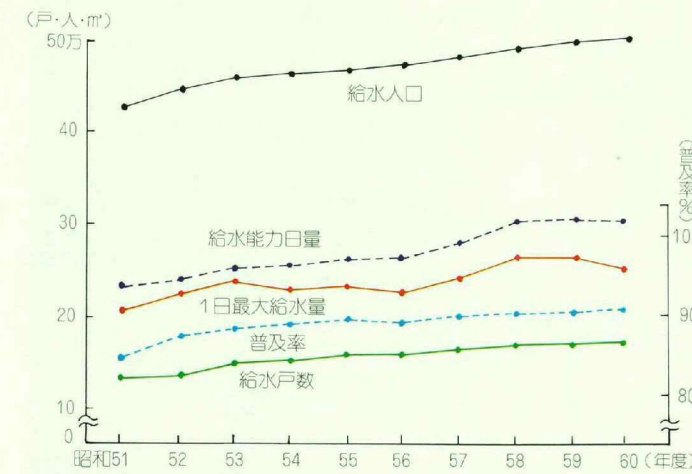


健軍水源

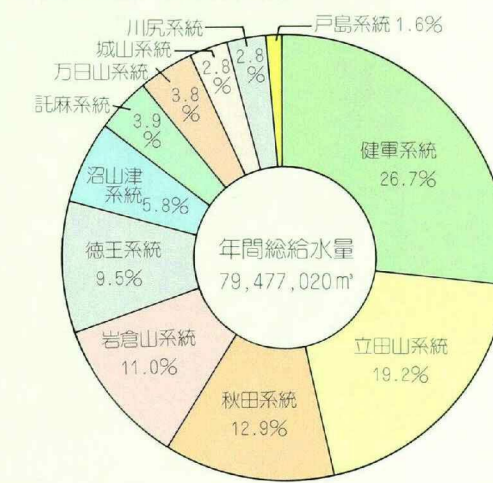


秋田配水場配水ポンプ

●上水道事業主要指標



●給水系統別給水量構成(昭和60年度)



管理センター

下水道

衛生的なまちづくりの第一歩

本市の公共下水道事業は昭和23年に戦災復興事業の一環として市中心街278haの認可を受け事業に着手し、昭和32年には当時の市街地全域を網羅する計画総面積2,548haの下水道全体計画の策定をみた。この計画は昭和50年認可面積990haの事業完了に至る迄の間、事業計画の指針となった。なお、流下方式は主として合流式を採用した。

一方、昭和30年代後半以降の高度経済成長と共に伴う人口、産業の著しい都市集中により公共用水域の水質汚濁が深刻化し、国はその対策として昭和45年のいわゆる公害国会において水質汚濁防止法の制定等公害関係諸法の整備を行った。この公害国会において下水道法にも一部改正が行われ、下水道が生活環境の改善や公衆衛生の向上のための施設にとどまらず、公共用水域の水質保全のために欠くことのできない施設であることが明確化された。

このような情勢を背景として、本市では昭和48年に公共用水域の水質保全の観点から基本計画の抜本的再検討を行い、計画総面積9,772haとし排除方式についても分流式を原則とすることに改めた。

その後、熊本都市圏公共用水域の水質環境基準制定に伴い、県において流域別下水道整備総合計画が策定されるなど下水道を取り巻く諸情勢の変動に対処するため、昭和53年に「熊本市公共下水道基本計画研究会」を発足させ、更に将来の方向づけを行った結果、全体計画処理面積10,034ha、計画処理人口657,000人とし、これを蓮台寺、秋津、川尻、小島、北部の5処理区に分割し汚水処理を行うこととなった。

この内、北部処理区については菊陽、合志、北部の3町を含めた熊本北部流域下水道の関連処理区として昭和59年度より幹線工事に着手した。なお、浄化センター及び1市3町にまたがる主要幹



健軍中継ポンプ場

線については県施行分として昭和57年から事業が進められている。

また、認可区域については昭和23年の当初認可以来、事業の進捗状況などを勘案しながら逐次変更認可により区域の拡大を図り、昭和59年1月に流域関連処理区として、黒髪、清水、楠田地等503haを、同年3月には上熊本、新南部、長嶺、沼山津、出水、大渡等1,269haを新たに加え、認可面積を5,256haとし、その整備目標年度を昭和67年度（流域関連は昭和65年度）とした。

この中から現在、昭和61年度を初年度とする第6次下水道整備5箇年計画（計画投資額677億円、予定整備面積約2,400ha）に則り、鋭意事業の推進に努力しているところである。なお、昭和60年度末人口普及率は43.8%（全国平均36%）となっている。

■都市下水路

都市下水路は、主として市街地内の雨水排除を目的に、原則として公共下水道の事業認可区域外にあつて浸水被害が一定規模以上の地区を対象に整備を進めている。

現在、龍田都市下水路、月出都市下水路、上熊本都市下水路の3水路について整備中である。



上熊本都市下水路



下水道幹線工事

●都市下水路整備状況

水路名	延長	排水面積	備考
高橋都市下水路	779m	159ha	33～35年度 事業完了
旧井芹川	918	41	33～37年度 //
春日	1,317	63	34～37年度 //
秋津	1,463	85	38～41年度 //
常山	1,474	76	39～41年度 //
出水	1,370	41	42～46年度 //
段山	467	38	45～48年度 //
新南部	668	43	46～48年度 //
山ノ下	1,058	57	48～56年度 //
湖東	983	77	47～56年度 //
秋津	2,410	228	50～56年度 //
竜田	830	95	55～62年度 事業実施中
月出	2,000	81	55～61年度 //
上熊本	930	110	57～62年度 //



川尻終末処理場

清掃 まちをきれいに

健康で快適な生活環境を作り発展させていくためには、市民生活に伴って排出されるごみを、いかに適切に処理するかということが最も重要な課題の一つと言える。このごみ処理は、概ね「収集・運搬」「中間処理（焼却）」「最終処分（埋立）」といった三つの部門から成り立っており、本市においても収集から最終処分まで一貫した処理を行っている。

昭和60年度中に本市で処理したごみの総量は、186,298 t（1日平均533 t）でこのうち約6割にあたる109,324 tが一般家庭から排出された家庭ごみである。これは、前年度対比の101%で、人口と共に年々増加の一途を辿っている。一方、約4割にあたる76,974 tが、主に事業所等から排出されたごみであり、前年度に比べ約14%の減少となっている。

現在、一般家庭から排出されるごみは、「燃えるごみ」を、北部、西部、東部の3清掃事業所の78台の収集車により週3回、「燃えないごみ・大型ごみ」を特別清掃管理事務所の12台の収集車と一部委託業者の2台によって月2回、又「あきびん・あきかん類」を委託事業として再資源化業者により月2回収集している。これは、年々増加する家庭ごみに対応し、市民の要望等に応えるため、61年4月に新たに東部清掃事業所を開設するとともに、それまでの収集体制の大幅な見直しを図ったものである。又、これに合わせて「ごみ収集専用カレンダー」を作成し、各家庭に新収集体制の周知を図るとともに協力を呼びかけている。

他方、事業所から排出されるごみについては、原則として事業者の責任において自ら処理することとなっており、直接市の施設へ搬入するか、一般廃棄物処理許可業者に委託することになっている。

収集・運搬された「燃えるごみ」は、東部清掃



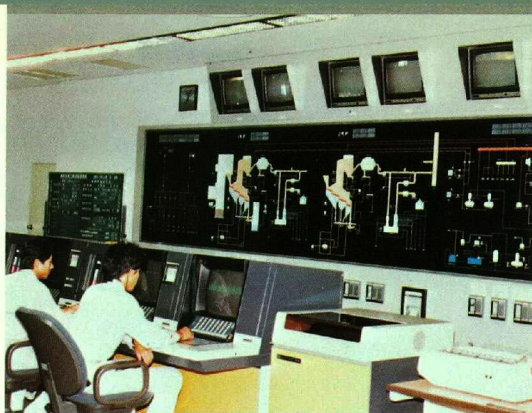
昭和61年4月供用を開始した西部清掃工場。回りでは、余熱を利用したハウス栽培が行われている。

工場（300 t/24H）と61年4月から新たに供用を開始した西部清掃工場（450 t/24H）の両工場により焼却処理している。（なお、北部・西部の両清掃事業所の焼却場は、西部清掃工場の供用開始に伴い61年3月をもって閉鎖した。）

また、燃えないごみと焼却残さについては、北部町にある扇田埋立処分場において埋立処分し、あきびん・あきかん類については、再資源化工場（60年度の焼却、埋立、再資源化量は別図のとおりである。）

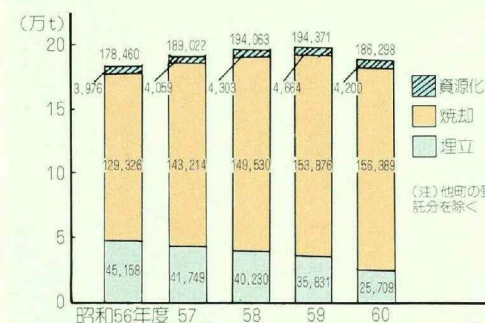
なお、都市圏行政の一環として隣接する飽託郡の北部町、飽田町、天明町のごみ焼却、埋立処分について受託している。

その他本市では、使用済み乾電池の環境汚染問題に鑑み、廃棄物の適正処理及び環境保全の観点から乾電池の分別回収を行っている。昭和60年度中に回収した乾電池は、約41 t、ドラム缶157本分であり、現在扇田埋立処分場に保管されている。（昭和61年7月現在の保管総量は、約90 t、ドラム缶340本分である。）

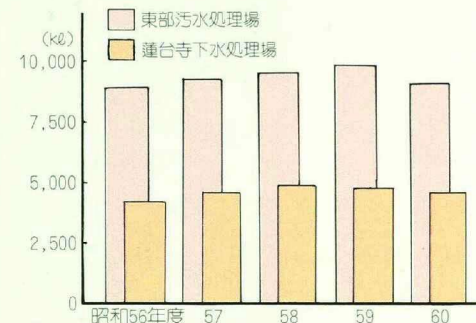


西部清掃工場の中央制御室

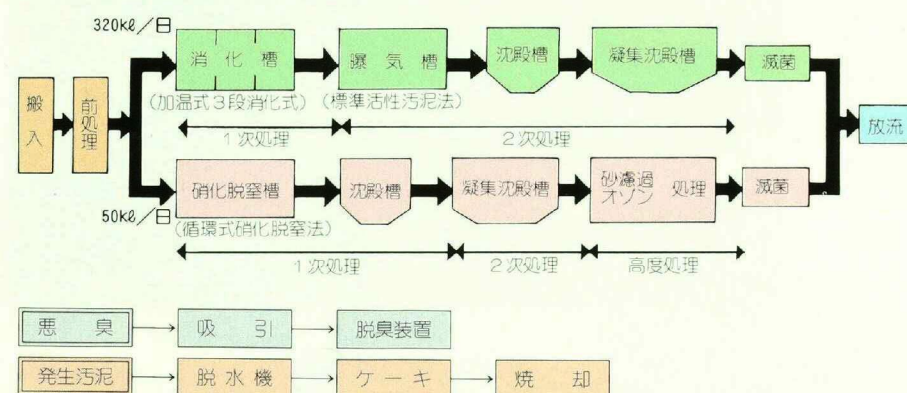
●ごみ量と処理状況



●し尿処理場月平均処理状況



●東部汚水処理場し尿処理工程



東部汚水処理場全景

現在、本市のし尿収集人口は116千人で総人口の21%、浄化槽人口は288千人で総人口の41%である。

し尿処理計画に基づき、全市域を校区毎に地区割し、し尿収集及び浄化槽清掃は全て許可業者（5業者、1協同組合、車両45台）が行っている。し尿については各戸毎の平日定路線方式で毎月1回以上収集している。浄化槽は保守点検の結果により年に1回の清掃を行っている。

収集したし尿と浄化槽汚泥は、東部汚水処理場・蓮台寺下水処理場で100%衛生的に処理している。両処理場では処理機能の維持管理に努めるとともに、二次公害の発生を防止して市民の生活環境を保つよう万全を期している。

東部汚水処理場では都市圏行政の一環として、隣接する飽田町・河内町・北部町のし尿を受け入れている。

さらに消化槽から発生した余剰ガスは、バナナ園や老人憩いの家の熱源として活用するなど住民とのふれあいの場づくりに努めている。

し尿処理施設の処理能力

東部汚水処理場	蓮台寺下水処理場
320kℓ/日 消化処理施設	180kℓ/日
50kℓ/日 酸化処理施設	(1次処理後下)
75kℓ/日 圧送施設	水処理施設へ



余剰ガスを利用した温室バナナ園

道路

快適で便利な道路網の整備

本市の道路体系をみると、国道3号線を縦軸に、国道57号線を横軸にして、これに県道及び市道が連結し市内の交通網を形成しており、全市を網羅している市道は7,074路線で総延長1,745kmにも及んでいる。

道路は、日常生活や経済活動を行ううえで最も重要な交通施設であるとともに、生活空間を創出し住みよい環境づくりに貴重な役割を担っている。

本市では、「市民の住みよい環境づくりは道路の整備から」というスローガンのもと、老朽化に伴う補装の打換、側溝・橋梁等の整備はもとより、道路の新設改良、交通安全施設の充実化等により、主要な道路には歩道を設けるなど交通の安全を確保するとともに、植樹帯の整備を図り沿道地域と調和した「みどりゆたかな道づくり」を推進している。

一方、市道の維持管理上、市道と民有地との境界に関するトラブルを解消するための道路境界確定作業を進めている。道路の境界を明確にしておくことは住民にとっても必要なことであり、市道の戸籍ともいう道路台帳の整備に鋭意努力している。

また、道路本来の利用方法を越えて使用されている路上不法占用物件に対し、啓蒙及び行政指導のパトロールを行い、不法占用対策に力を注いでいる。

私道等については、私道等整備補助金交付制度を設け、住民の生活環境の改繕を図るため、舗装、側溝・排水施設、防護柵等の工事に対し補助を行い、住民の要望に応えている。

■都市計画道路

都市計画道路の整備にあたっては、第9次道路整備5カ年計画（58年度～62年度）の整備方針に基づくことはもとより、市内交通の円滑化と、熊

本都市圏を含めた交通混雑の解消を目指してすすめている。

特に主要な幹線道路については、通過交通の都市内交通からの分離をはかるとともに、放射状、環状が一体となった利便性の高い道路体系を確立する。

また、補助幹線道路、区画道路については、土地利用計画との調和のもとに、環境保全等にも配慮した道路体系を確立する。

現在、48路線、総延長189kmの都市計画道路が計画決定され、うち、約93km（進捗率49.0%）が整備されている。

61年度は、熊本駅北部線をはじめ流通業務団地建設の関連事業として、本荘犬洲線など、12路線の道路改良、橋梁整備を実施する。



帯山「けやき通り」



県立劇場通り

●都市計画道路の区分

（昭和61年4月1日現在）

道路区分	計画決定延長 km	改良済延長 km	進捗率 %
幹線道路 （幅40m～16m）	171.5	87.9	51.3
補助幹線道路 （幅16m～12m）	14.1	2.1	14.8
区画道路 （幅12m以下）	3.4	2.7	79.4
計	189.0	92.7	49.0

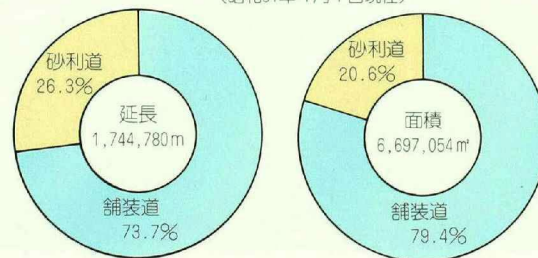
●市道の延長・面積

（昭和61年4月1日現在）

区分	道 路	橋 梁	合 計
延 長	1,737,926m	6,853m	1,744,780m
面 積	6,660,152㎡	36,902㎡	6,697,054㎡

●市道舗装率

（昭和61年4月1日現在）



市営交通

親しみやすい市民の足

市営交通は現在、電車37両、路線バス192両で、一日平均8万5千人の乗客を運び、市内交通機関としての重要な役割を果たしている。

電車事業は、大正13年8月の創業で、以来市政の発展とともに路線の拡張を行い、最盛期の昭和38年には、営業キロ25km、6系統、車両数87両、一日平均乗客数は11万6千人に達した。その後、高度経済成長に伴う都市圏の拡大やマイカーの急増により、乗客数は減少の一途をたどり、順次バスに転換してきたが、現在なお2系統を運行している。

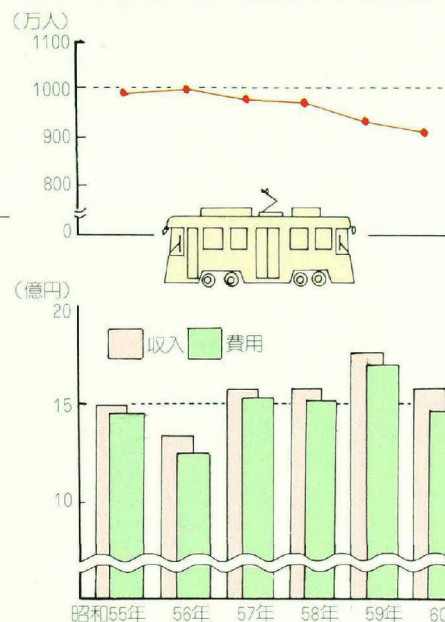
近年、全国にさきがけ、車両の冷暖房を図り、軌道敷内への他車侵入禁止の強化、主要電停の上屋設置、新型電車導入など、積極的なサービスに努め、乗客離れの防止をはかっている。

一方、バス事業は、昭和2年11月、電車の補助的交通機関として営業を始め、都市の拡大に対応し、年々路線を拡げ、昭和44年には、一日平均乗客数10万6千人に達した。

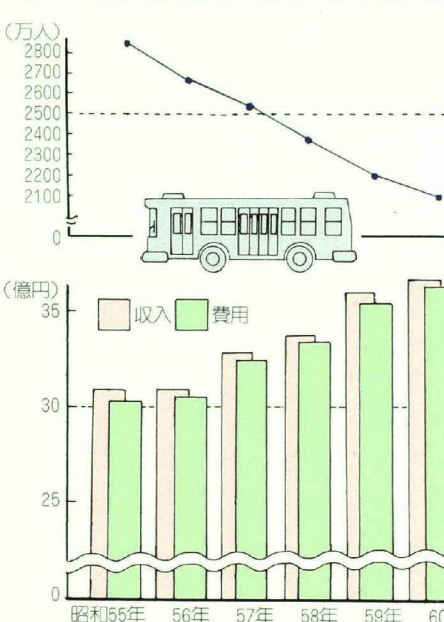
しかしながら、近年道路交通の混雑のため、定時運行の確保が困難となり、利用客のバス離れが表面化してきた。これが対策として、専用レーンの拡大と車両の冷房化、低床広巾ドアバスの導入、路線案内の徹底、バス停の改善、自転車置場の設置など、各種のサービス改善を図り、利用客の利便性信頼の回復に努めているが、依然として乗客の減少は続いている。

モータリゼーションの進展は、交通事業に深刻な経営危機をもたらしており、交通局においても昭和48年度財政再建団体の指定を受け、現在、国及び一般会計からの財政援助のもとに、経営の再建に努力を続けている。

●電車の営業収支と乗車人員（年度間）の推移



●バスの営業収支と乗車人員（年度間）の推移



新型電車